

特集《インターネット上の知財データの活用》

特許電子図書館 (IPDL) サービスの現状と今後の展開

独立行政法人 工業所有権情報・研修館 情報提供部 部長代理 小野 功



1. はじめに

近年の知的財産権を取り巻く情勢の変化やインターネットの普及等の技術の進歩に伴い、産業財産権情報を巡る環境は大きく変化しています。そのような状況の中で、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）では、産業財産権情報がより幅広く簡便に利用される環境を整備するため、インターネットを介して産業財産権情報を無料で提供する「特許電子図書館（IPDL：Industrial Property Digital Library, URL <http://www.ipdl.ipit.go.jp/homepg.ipdl>）」サービスを行っています。



図1 特許電子図書館トップページ

産業財産権情報は、最新の技術情報であると同時に、産業財産権の権利範囲を示す権利情報であり、その有効活用は、企業、大学等における研究開発や事業戦略などを行う上で極めて重要です。こうした産業財産権情報を簡便に取得する手段として、IPDLは極めて有益なツールといえます。

IPDLでは、特許庁が明治以降発行してきた特許、実用新案、意匠、商標の公報を中心に約5,550万件（2006年5月現在）の国内外文献を文献番号や各種分類、キーワード等により検索することが可能です。また、出願、登録、審判に関する経過等の関連情報等も

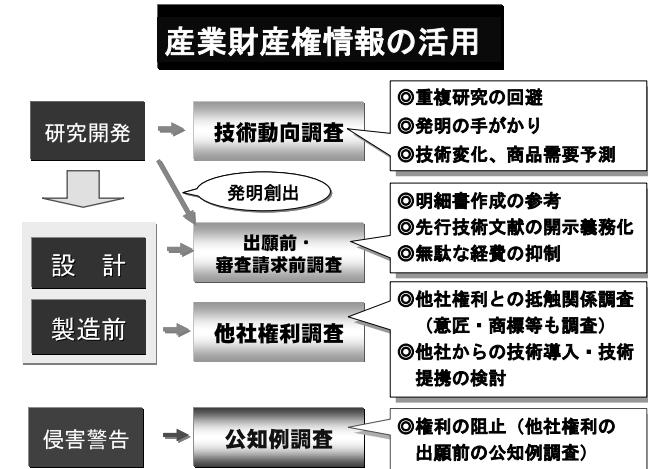


図2 産業財産権情報の活用

提供しています。

また、IPDLはインターネットを介して一般のパソコンから利用できるだけでなく、特許庁2階にある情報・研修館の公報閲覧室や札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡及び那覇の全国8箇所の地方公報閲覧室、各都道府県の知的所有権センター（IPセンター）、に設置されている高精細・大画面の特許情報検索端末（IPDL用W/S）で、より高速なサービスを利用することもできます。

なお、現在は、WIPO、USPTO、EPO、インドネシア、ベトナム等の諸外国においてもIPDLと同様のサービスが行われています。

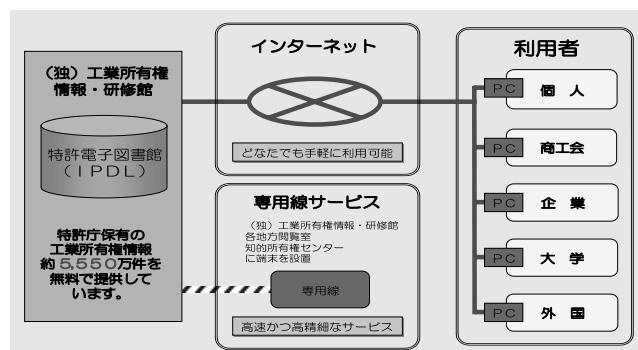


図3 特許電子図書館のシステム概要

2. IPDL サービスの機能向上への道

IPDL サービスは、インターネットの普及や産業財産権情報の重要性の高まりの中、産業財産権情報を誰もがいつでもどこからでも容易に利用できるよう 1999 年 3 月から開始されました。その後も IPDL は以下に示すように、ユーザーニーズ等を反映しつつ、毎年改良を重ねてきました。

(1) サービス開始当初

1999 年 3 月のサービス開始当初は、特許、実用新案公報の番号検索、公報テキスト検索、FI・F ターム検索、意匠公報の番号検索、D ターム検索機能、商標の番号検索、出願登録情報検索、周知著名商標検索機能等を備え、経過情報、審決公報／審決速報、米国特許及び欧州特許公報等の情報も提供しました。

また、同時に公開特許公報英文抄録（PAJ）検索、商標番号検索等の英語によるサービスも開始しました。

(2) 2000 年度～2005 年度

2000 年度には、IPC 検索及び商標の称呼検索、2001 年度には、図形商標検索、2002 年度には、初心者向けの特許・実用新案検索及び商標検索サービスを開始しました。また、2003 年度には、意匠公報テキスト検索、2004 年度には、CSDB（Computer Software Data Base）検索を、2006 年 3 月からは文献単位で一括ダウンロード・印刷できる機能の追加を行うとともに、試行的に特許庁から出願人等に発送された審査書類情報の提供を開始しました。

(3) 2006 年度

2006 年度は、機能強化のためのサーバリプレースや知的財産戦略本部が策定した知的財産推進計画 2006 の要請への対応等を中心に改良を行いました。

特に、知的財産推進計画 2006 では、取り組むべき項目に IPDL に関する要請が数多くありました。主なものを以下に紹介します。

今後とも知財立国実現のためにこれらの要請に応えて参ります。

① 大学向け公報固定アドレスサービスの開始

大学等における研究開発を支援するために大学等の利用者に限定して、IPDL の公報データに直接ア

クセスできる公報固定アドレスサービスを 2007 年 1 月から開始しました。

また、2007 年 3 月からは、（独）科学技術振興機構（JST）において「特許・文献統合データベース」のサービスを開始しました。このサービスでは IPDL の公報固定アドレスサービスが利用されています。

（知的財産推進計画 2006 抜粋）

○大学等における知的財産の創造を推進する

大学等における研究において、特許情報は論文情報とともに重要であり、また、特許情報は広く公開され科学技術の進展に寄与するという公共財の性格を有している。このため、大学等の利用者が特許公報データに直接アクセスできるシステム（公報データに不变のアドレスが付与されたシステム）を早急に開発し、これを受けて、2006 年度中に大学等における運用を開始するとともに、その普及を促す。さらに、2007 年度の早い時期に特許情報システムと論文情報とを統合した「特許・論文情報統合検索システム（仮称）」を整備する。

② IPDL の利便性の向上

2006 年 10 月からは、公報と経過情報との相互リンク機能や IPC と FI, F ターム検索を統合した特許分類検索サービスの提供を開始しました。また、2007 年 3 月からは、公報テキスト検索の検索項目の入力欄を追加したり、国内公報と外国公報（和文抄録）を同時に検索可能としたサービスを開始しました。

なお、全文テキスト検索については、2007 年度中にサービスを開始する予定です。

（知的財産推進計画 2006 抜粋）

○特許電子図書館等を通じた産業財産権情報の利用環境を整備する。

a) 産業財産権情報をインターネットを通じて無料で提供する特許電子図書館（IPDL）に関し、2006 年中に、迅速なアクセスを確保するための性能改善を行うとともに、検索項目の追加によるテキスト検索の際の入力機能向上や分割出願に関する情報を提供する機能の充実、審査経過情報へのアクセスの容易化など、機能の充実と使いやすさの向上を図る。また、2006 年度から、全文テキスト検索機能の追加、国内公報と外国公報とを同時に検索す

る機能の追加、特許庁内で利用されている FI や F タームなどの検索キーとテキスト検索との組み合わせによる高度な検索機能の追加についても必要な措置を講ずる。

③ 特許審査官端末サービスを開始

2007 年 1 月からは、情報・研修館公報閲覧室（特許庁 2 階）に特許審査官が使用しているものと同等のサーチ端末（16 台）を設置し、閲覧サービスを開始しました。

（知的財産推進計画 2006 抜粋）

○特許電子図書館等を通じた産業財産権情報の利用環境を整備する

c) 工業所有権情報・研修館の公報閲覧室における審査官と同等のサーチ端末を用いた産業財産権情報の検索・閲覧サービスを 2006 年度中に開始する。



図 4 公報閲覧室の特許審査官端末

④ 審査書類情報照会サービスの拡充

2007 年 3 月からは、審査書類情報照会サービス（閲覧無料化を見据えた試行的サービス）を拡充し、特許庁から出願人等に発送された特許・実用新案登録に係る書類（特許査定、拒絶査定等）に加え、出願人等から特許庁に提出された特許・実用新案登録に係る書類（願書、明細書、意見書等）も照会可能としました（いずれも 2003 年 7 月以降の書類に限られます）。

（知的財産推進計画 2006 抜粋）

○利用手続の柔軟性・利便性を高める

i) インターネットを通じた特許審査の手続書類等の閲覧を無料とするため、2007 年の通常国会に向けて作業を進め

関連法案を提出する。

3. 現在の IPDL サービス

現在の IPDL サービスは、大きく初心者向け検索、特許・実用新案検索、意匠検索、商標検索、審判検索、経過情報検索の 6 つのサービスに分類されています。詳しくは次頁の「図 6 IPDL の各種サービス一覧」をご覧ください。

なお、IPDL の具体的な操作方法については、下記の IPDL ヘルプデスクへお問い合わせください。

IPDL ヘルプデスク（平日 9:00 ~ 21:00）

Tel : 03-5690-3500 Fax : 03-5690-3536

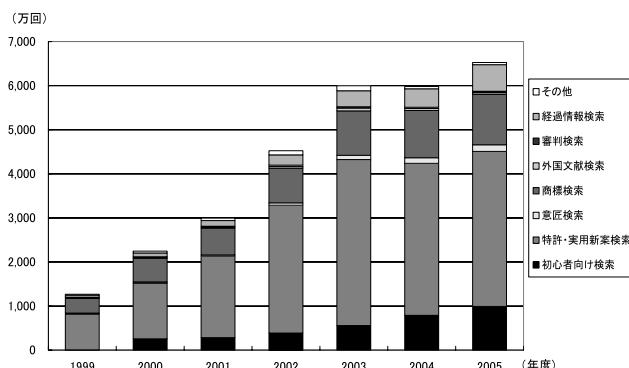
e-mail : helpdesk@ipdl.inpit.go.jp

4. IPDL サービスの利用状況

IPDL サービスの中で、利用者が最も多いサービスは、特許・実用新案の検索で、全体の約 55 % を占めています。以下、商標の検索サービス約 15 %、初心者向け検索サービスが約 15 %、経過情報検索サービスが約 10 % となっており、これらの 4 つのサービスで全体の約 95 % を占めています。

また、サービス開始当初（1999 年度）の IPDL の年間の検索回数は約 1,270 万回でしたが、その後の提供サービスの充実、インターネットの普及等により利用者が急増し、2005 年度では、検索回数が約 6,530 万回に達しています。この 7 年間で検索回数が 5 倍以上になっています。

今後も、利用者が増加していくものと思われます。



5. 利用者のアンケート調査

IPDL の利用者は年々大幅に増加しており、その機能について理解も深まっていますが、更なる操作

	サービス名	主な機能	蓄積範囲(2007.03.31現在)
①	初心者向け検索		
	1) 初心者向け検索(特許・実用新案)	特許・実用新案が「技術用語」「出願人」「発明者」をキーとして検索することが可能	平成5年1月から現在
②	特許・実用新案検索		
	1) 特許・実用新案公報DB(英語版あり)	文献番号から特許・実用新案の各種公報が検索可能 PDF表示することもできる	明治18年から現在
	2) 特許・実用新案文献番号索引照会(英語版あり)	各種番号から特許・実用新案の各種公報が検索可能	明治18年から現在
	3) 公報テキスト検索	書誌的書項・要約・請求の範囲のキーワード、分類(FI・IPC)等から特許・実用新案公報が検索可能	平成5年1月から現在(特許公開) 昭和61年4月から現在(実用公開・特審公告)
	4) 公開特許公報フロントページ検索	キーワードまたは文献番号から公開特許公報のフロントページ(書誌的書項・要約・代表図面)が検索可能	平成5年1月から現在
	5) 特許分類検索	特許庁内で利用しているFI-Fタームやファセット、IPCを用いて特許・実用新案の各種公報の検索が可能	明治18年から現在
	6) パテントマップガイダンス(英語版あり)	キーワードを用いてFI-Fターム、IPCの説明が参照可能	FI:最新版 Fターム:全テーマ(廃止テーマを除く)
	7) パテントマップガイダンス(日)	FI-Fタームの説明が参照可能	平成12年10月以前のFI-Fターム、IPC
	8) PAJ検索	キーワードまたは文献番号から公開特許英文抄録(PAJ: Patent Abstracts of Japan)を検索可能	昭和51年から現在
	9) FI-Fターム検索(英語表示)	特許庁内で利用しているFI-Fタームやファセットを用いて特許・実用新案の各種公報が検索可能	FI:最新版 Fターム:全テーマ(廃止テーマを除く)
	10) 外国公報DB	各国の特許文献を文献番号から参照可能 PDF表示することもできる	米、EPO、英、独、仏、瑞、WIPO、加
	11) 米国特許分類検索	米国特許明細書を米国特許分類を用いた検索にて参照可能	特許明細書No.1～No.6,167,568 特許明細書No.6,167,569～No.7,100,210※年代(主に1933年以前のもの)、種別(再発行特許[日]、植物特許[日]等)により未蓄積あり
	12) 審査書類情報照会	審査に関する書類等が文献番号から参照可能	平成15年7月以降の審査関連書類等
③	13) コンピュータソフトウエアデータベース(CSDB)検索	発行日・CSターム・フリーワード・書籍タイトル等からCSDBを検索し、文献を参照することができる	
	意匠検索		
	1) 意匠公報DB(英語版)	意匠公報が文献番号から参照可能 PDF表示することもできる	明治22年から現在
	2) 意匠文献番号索引照会	意匠公報が各種番号から参照可能	昭和39年から現在
	3) 意匠公報テキスト検索	2000年1月以降発行の意匠公報を、物品名、意匠権者などのテキスト検索にて参照可能	公知文献・秘密意匠は除く
	4) 日本国分類・Dターム検索	意匠公報が特許庁で利用している日本意匠分類やDタームを用いた検索にて参照可能	平成12年から現在
	5) 意匠公知資料参照	意匠公知資料、外国意匠公報資料を公知資料番号等から参照可能	整理標準化データ 平成17年度第4回提供分から現在
	6) 分類リスト	現行、及び旧日本意匠分類・Dターム、現行、旧分類対照表を参照することができる	
④	7) 分類リスト(外国)	日本・ロカルノ意匠分類対照表、日本・韓国意匠分類対照表、日本・米国意匠分類対照表を参照することができる	
	商標検索		
	1) 商標公報DB	商標公報が文献番号から参照可能 PDF表示することもできる	明治18年から現在(商標公報) 平成12年1月から現在(公開商標、公開国際商標)
	2) 商標文献番号索引照会	商標公報を各種番号から参照可能	明治18年から現在
	3) 商標出願・登録情報(英語版あり)	商標、書誌的事項、経過情報を文字商標又は各種番号等から参照することができる	明治37年から現在(権利抹消、拒絶査定(処分済み)のものは蓄積されない)
	4) 称呼検索	文字を含む商標を読み方(称呼)による検索により参照することができる	明治37年から現在(権利抹消、拒絶査定(処分済み)のものは蓄積されない)
	5) 図形商標検索(英語版あり)	図形を含む商標を特許庁内で利用しているワイン图形分類を用いた検索にて参照可能	明治37年から現在(権利抹消、拒絶査定(処分済み)のものは蓄積されない)
	6) ウィーン图形分類リスト(英語版あり)	標準の图形要素の細分化された「分類表(ワイン分類第5版準則第2版)」が参照可能	明治37年から現在(権利抹消、拒絶査定(処分済み)のものは蓄積されない)
	7) 商品・役務名リスト(英語版あり)	商品、役務名、区分、指定商品・指定役務、類似群コード等が検索により参照することができる	明治37年から現在(権利抹消、拒絶査定(処分済み)のものは蓄積されない)
	8) 商品・サービス国際分類表	ニース協定に基づく商品・サービスの国際分類表(第8版及び第9版)が類似群コードで参照可能	
⑤	9) 書換ガイドライン(国際分類第9版対応)	日本分類に基づく指定商品を現行の区分・指定商品への書換基準が参照可能、申請書の提出日が2007年1月1日からの書換申請に適用	
	10) 日本国周知・著名商標検索(英語版あり)	防護権章として登録されている商標及び異議決定・審判・判決において周知・著名な商標として認定された登録商標の検索が可能	
	11) 不登録標章検索	商標法上、登録できない標章の検索(但し、一部)が可能	
⑥	審判検索		
	1) 審決公報DB	審決各種公報(審定系不服審判、無効審判、訂正審判、取消審判等)、特許・実用新案の付と後異議決定公報及び判決公報が、文献番号から参照可能	審決公報 : 昭和15年から 判決公報 : 昭和63年から
	2) 審決速報	審決決定から1ヶ月から2ヶ月間経過後の審決公報発行(審決公報DB反映)前までの審決情報を審判番号、もしくは各種項目(審判種別、請求人別、分類別等)からの検索で参照可能	審決決定から審決公報が発行されるまでの審決情報
	3) 審決取消訴訟判決集	審決取消訴訟の判決を集録した審決取消訴訟判決集が参照可能	平成9年3月から平成11年3月発行まで
⑦	経過情報検索		
	1) 番号照会	四法別の各種番号(出願番号等)から経過情報が参照可能	平成2年以降に出願された案件及び平成10年4月以降に更新のあったデータ
	2) 范囲指定検索	特許庁公報(公示号、各種目録・特公類)の掲載項目と同じ項目での検索にて経過情報が参照可能	
	3) 最終処分照会	四法別の各種番号(出願番号等)から最終処分が参照可能	昭和39年から(出願)

図 6 特許電子図書館の各種サービス一覧

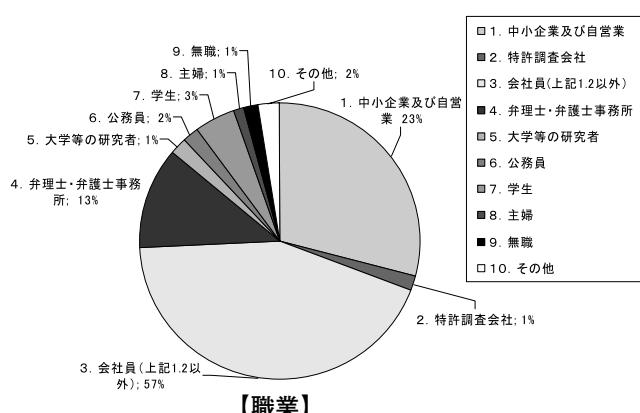
性等の改善に対する要望も多く寄せられています。

そこで、情報・研修館では IPDL トップページにアンケートを掲載し、利用者からの要望、意見等を把握して、今後の利便性の向上やサービスの拡充等に役立てるためのアンケート調査を実施しました。

以下にアンケート調査の主なものを紹介します。

(1) 年齢及び職業

年齢別では、30 歳代 40 %、次いで 20 歳代 20 %、40 歳代 20 % の順となり、20 代～40 代で全体の約

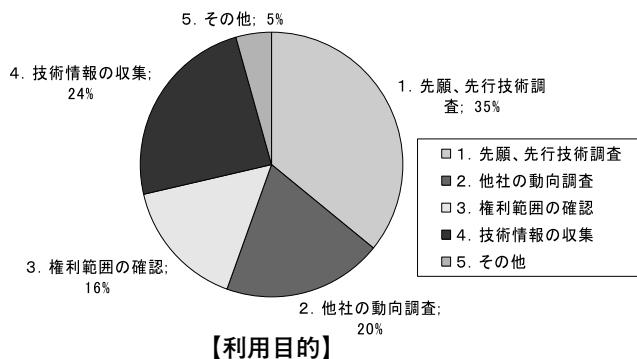


80 %を占めています。

職業別でみると、中小企業及び自営業が 23 %、中小企業及び自営業者以外が 57 %となっています。

(2) 利用目的

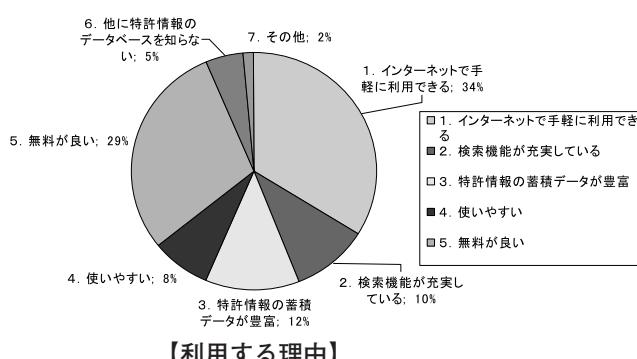
利用目的では、先願・先行技術調査が 35 %と高く、次いで他社の動向調査、権利範囲の確認、技術情報の収集が 20 %前後でほぼ同程度であります。



(3) IPDL を利用する理由

IPDL を利用する理由では、「インターネットで手軽に利用できる。」34 %、「無料が良い。」29 %、「蓄積が豊富。」12 %、「検索機能が充実している。」が 10 %の順となっています。

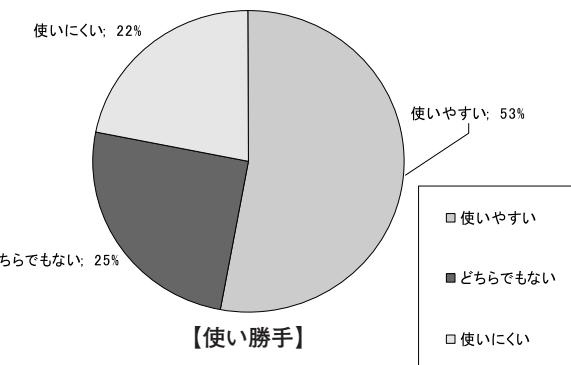
手軽に無料で利用できることが、IPDL の魅力の一つと言えます。



(4) 使い勝手

使い勝手については、使いやすいが 50 %、どちらでもないが 28 %であり、使いにくいは 22 %であります。

使いにくいと答えた利用者の主な理由としては、「検索速度が遅い。」「回線が繋がりにくい。」「テキスト検索の範囲を拡大してほしい。」との回答が大半でした。



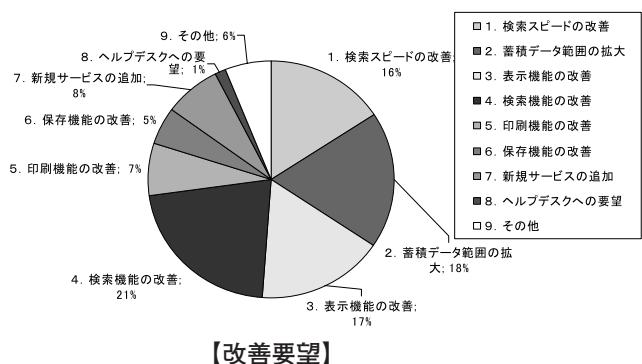
一方、「IPDL は以前より使いやすくなった。」「日本の知的財産競争に大いに貢献している。」等利用者から感謝の声も多く寄せられています。

(5) 今後の改善要望

今後のサービス向上に対する要望としては、検索スピードの改善、蓄積データ範囲の拡大、表示機能の改善、検索機能の改善の 4 項目が 20 %前後でほぼ同程度です。

主な要望としては以下のとおりです。

- ・検索スピードの改善では、レスポンスを早く、繋がりやすく。
- ・蓄積データ範囲の拡大では、包袋書類の閲覧の拡大。
- ・検索機能の改善では、全文テキスト検索。
- ・メンテナンスによる停止時間を少なく。



(6) 利用者の要望に対する改善と課題

- ① 利用者アンケート調査の改善要望等については、2007 年度には主に以下の対応をしていきたいと考えています。

- ・検索速度の改善については、2007 年度にサーバリプレースを行いハードウェアの増強を図る予定です。アクセスや検索スピードの改善に繋がるものと思われます。

- ・公報全文テキスト検索については、2007年度中にサービスを開始する予定です。
- ・メンテナンス等の停止時間の短縮を図るについては、機能向上や法改正等の対応を行うためには停止せざるをえないことから、十分な事前周知を図り利用者の理解が得られるように努めていきたいと思います。

2007年度は、要望が多い公報全文テキスト検索サービス以外に、法改正対応等、機能の改善を実施していきます。

また、FI・Fターム検索とテキスト検索を組み合わせる統合検索サービスや、現在大学等だけに限定している公報固定アドレスサービスの一般利用者への拡大の可能性等についても、今後検討していきます。

なお、包袋書類の閲覧の拡大については、2007年3月に従来の書類に加え、出願人等から特許庁に提出された手続書類等の照会を可能とする拡充を図りました。

② 大量アクセスへの対応

IPDLは、一般公衆に公平に利用されることを目的としていますので、IPDLの一般公衆の利用を妨げる可能性があるデータの大量ダウンロードや、ロボットアクセス（プログラムによる定期的な自動データ収集）のような行為は禁止しております。今後ともIPDLの的確な運用を図るため、ロボットアクセス等を監視しながら必要により対策を講じていきたいと考えています。

6. IPDLの今後の展開

IPDLは、特許庁で策定した特許庁業務・システム最適化計画を睨みつつ、今後とも知的財産推進計画等

の国の施策や利用者のニーズ等を反映しながら提供サービスメニューの拡大やサーバーの高機能化によるアクセスの改善等、引き続き利便性の向上に取り組んでいきます。

特許庁業務・システム最適化計画では、産業財産権情報の外部提供に関しては、原則として、特許庁が内部使用のために蓄積した情報やツールは、情報の質・範囲・機能を限定せず、情報内容自体としては無料（マージナルコスト）でインターネット等を通じ、積極的かつ迅速に対外提供していく方針のもと、取組み・調整を行っていくものとされています。

具体的には、データ提供のリアルタイム化、包袋情報の無料提供、審査・審判関連情報の提供、検索機能の提供の拡大、固定アドレスの活用、快適なレスポンスの維持等があげられています。

特許庁業務・システム最適化計画によれば、2011年には、特許庁からIPDLに蓄積するデータの提供形態が変更になり、リアルタイムに情報の提供ができるようになる予定です。更に、最終的には2014年に特許庁のシステム最適化が完了し、現在のIPDLに代わる新たなシステムが稼働する予定となっています。2014年には、より利用しやすい新IPDLシステムが誕生することになりそうです。

7. おわりに

情報・研修館では、IPDLが利用者にとってより使いやすいものとなるよう、利用者ニーズを踏まえつつ利便性の向上等を図り、IPDLを通じて産業財産権情報のより一層の活用が進むように努めています。

今後ともIPDLへのご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

（原稿受領 2007.5.11）